2 経営第1084号 令和2年7月13日

茨城県農林水産部長部長 殿 (新潟県、静岡県及び鹿児島県に同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保 険 課 長保険監理官

令和2年7月豪雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について

令和2年7月3日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、農業共済制度の機能が遺憾なく発揮されるよう、これまでも、農業共済組合等に対し、被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立及び被害拡大防止措置の周知徹底について御指導いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう御指導願います。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴管内の農業共済組合連合 会会長理事宛て通知しましたので、申し添えます。

## 農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保 険 課 長保険監理官

令和2年7月豪雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について

令和2年7月3日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴連合会及び貴連合会管内の農業共済組合等においては、農業共済制度の機能が遺憾なく発揮されるよう、これまでも、被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立及び被害拡大防止措置の周知徹底に尽力いただいているところであるが、被災農業者の経営安定を図るため、その取組の徹底をお願いする。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴県主務部長宛て通知した ので、御了知いただくとともに、貴職においても、管内農業共済組合等に対 して、十分な指導をお願いする。

## 青森県農林水産部長 殿

(ほか、41都府県(茨城県、新潟県、静岡県及び鹿児島県除く)に同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保 険 課 長 保険監理官

令和2年7月豪雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について

令和2年7月3日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、農業共済制度の機能が遺憾なく発揮されるよう、これまでも、農業共済組合に対し、被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立及び被害拡大防止措置の周知徹底について御指導いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう御指導願います。